

(表)

第2号様式(第7条関係)

港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と申請書(第1号様式)を提出する必要があります。

港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給確認書

誓約事項

- 以下の求職活動等要件を満たすこと。
 - (1)月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2)月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。
 - (3)原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。

確認事項

- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受給していないこと。
- 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと。

同意事項

- 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1)求職活動を行わないなど、支給の要件に該当していないことが判明した場合
 - (2)支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当する場合は明らかになった場合
 - (3)支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、禁錮刑以上の刑に処された場合
 - (4)受給者が、生活保護費を受給した場合
 - (5)受給者が、職業訓練受講給付金を受給した場合
 - (6)受給者が、偽りその他不正な手段により総合支援金の再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - (7)受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が、暴力団員と判明した場合
 - (8)上記同意事項のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合
- 偽りその他不正の行為によって港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること。
- 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者(以下「関係機関」という。)に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所及び社会福祉協議会に提供すること。
- 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

____年 ____月 ____日

(宛先) 港区長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

申請時の添付書類

1 本人及び世帯構成の確認書類

-
- 住民票の写し

2 【申請書(様式1)の申立事項6の(1)及び(2)に該当する方】

-
- (1)再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可)
-
-
- (2)再貸付の振込状況がわかる通帳(※1)の写し
-
-
- (3)(1)が用意できない場合(※2)は、参考様式「再貸付不承認・過去借入状況申告書」

【申請書(様式1)の申立事項6の(3)に該当する方】

-
- (1)再貸付の不承認通知の写し
-
-
- (2)(1)が用意できない場合(※2)は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し及び参考様式「再貸付不承認・過去借入状況申告書」

【申請書(様式1)の申立事項6の(4)に該当する方】

-
- (1)参考様式「再貸付不承認・過去借入状況申告書」
-
-
- (2)緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し

【申請書(様式1)の申立事項6の(5)(6)に該当する方】

-
- (1)緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書(控)の写し
-
- (貸付決定通知書の写しでも可)
-
-
- (2)緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し

3 収入関係書類

-
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

-
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳(※1)の写し

5 生活保護関係書類(※3)

-
- 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)

6 振込先口座(※1)が分かる書類

-
- 金融機関の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる部分)

※1 電子的にのみ管理している場合(いわゆるweb通帳の場合)はその画面の写しで可

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要です。

※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書(第1号様式)に公共職業安定所から発行された求職番号の記載が必要です。